

共通免責事項

- 保証期間経過後弊社にお申し出があったもの、又は保証該当事項の発生後すみやかにお申し出がなかったもの。
- 目的以外の用途に使われるもの、別荘等の常時居住されないもの、又は継続して6ヶ月以上居住されないもの。
- 通常の住まい方と異なる使用、管理に起因するもの。
- 契約及び工事施工当時、実用化されていた技術では予防することが不可能な現象、又はこれが原因で生じた事故。
- 火災、爆発等外來の事故、地震、暴風雨、積雪、凍結等自然災害に起因するもの。
＊耐震補強工事を行った場合の地震時の被害についてもアフターサービスの対象となりません。
- 経年変化等による自然の摩耗、さび、かび、変質、変色、その他類似の事由によるもの。
- 引渡し後、弊社が関与しない増改築や補修工事又はその他の付帯工事等に起因するもの。
- お客様又は第三者の故意又は過失によるもの、又は適切な維持管理のされていないもの。
- 十分な換気によらない石油ストーブ、ガスストーブなどの長時間使用、又は暖房機上での水の沸騰、室内での洗濯物干しなどの加湿によって生じる結露現象、若しくはこの結露に起因する通気の不十分な押入れ、家具などの後ろの壁面、床などに発生するカビ、シミ、汚れ。
- ピアノ、本棚等重量物の不適当な設置、使用によるもの。
- 既存部分に起因する現象、及び既存部分と接続箇所の仕上材の隙、剥離、亀裂、破損、変形、脱落等の現象で既存部分に起因するもの。
- お客様の支給材料及び支給機器類、及びこれに起因するもの。
- 植物の成長及び犬、猫、鼠等の動物の害に起因するもの。
- 雨漏り、漏水、結露等による建物以外（家具、調度品等）の損害。



様

リフォームの Kitamura アフターサービス規約

このたびは、弊社に住宅リフォーム工事のご注文をいただきまして、誠に有難うございました。弊社では、お引渡し致しました工事物件について、下記の規約にもとづいてアフターサービスの実施を致します。

- 適用項目及び適用期間
適用項目及び適用期間につきましては、アフターサービス規準表のとおりとさせていただきます。なお、アフターサービス期間に際しましては、お引渡し日を起算日としております。
- アフターサービスのお申込み
アフターサービスの必要が発生いたしました折には、ご注文いただきました店舗宛お申し出下さい。
- 定期巡回
ご注文金額が300万円を超える工事物件につきましては、弊社または弊社取扱店よりアフターサービスの巡回の訪問を致します。
第1回目は工事完成後1ヶ月前後
第2回目は工事完成後12ヶ月前後
巡回予定日の前にお電話にて訪問日のご予約をさせていただきます。
- その他
アフターサービスの適用事項は、弊社が施工致しました工事物件全般に共通するように作成しておりますが、該当する事項については該当欄に○印を記載します。
- 裏面の事項につきましては、免責事項とさせていただきます。

お引渡し日： 平成 年 月 日



店名

印

担当者氏名

印

戸建リフォームアフターサービス規準表

項目(○印該当項目)		対象	現象例	期間	特定期間
構造体	基礎	構造強度	・リフォーム工事に起因し、かつ構造強度に影響をおよぼす著しい変形・破損・亀裂・傾斜	10年	・既存住宅の築年数、維持管理状態により別途アフター期間を定めた場合 ・材質的な収縮に起因し、構造上特に支障のないもの
	床				
	壁				
	屋根				
防水	屋根 床	雨漏り	・雨漏り及び雨漏りによる室内仕上面の汚損 別途保証書による	別途保証書による	・台風などの強風時における開口部からの一時的な漏水
	その他の屋根・庇	雨漏り	・雨漏り及び雨漏りによる屋内仕上面の汚損	5年	・リフォーム対象外の部分からの雨漏り ・既存住宅の築年数、維持管理状態により別途アフター期間を定めた場合
	外壁 (下地交換を伴う工事)	雨漏り	・雨漏り及び雨漏りによる屋内仕上面の汚損	10年	・テラス屋根、カーポート屋根等、屋外の工作物
	外壁開口部の取合部	雨漏り	・雨漏り及び雨漏りによる屋内仕上面の汚損	10年	
構造体以外の下地及び仕上	基礎	仕上材	・モルタル等仕上材の剥離・損傷	1年	・モルタル仕上部の幅2mm以下の亀裂 ・白華(モルタル・レンガ面等の白色の汚れ)
	主要構造部分以外のコンクリート部	コンクリート及び仕上材	・内外土間・犬走り・ボーチ・テラス・カーポート等の著しい沈下・亀裂・剥離	1年	・モルタル仕上部の幅2mm以下の亀裂 ・白華
	室内床	下地材・仕上材及び造作	・材料の著しい反り・割れ・すきま・浮き・きしみ	1年	・設計時に予想しなかった重量物を置いたことにより起因するもの ・過度の暖房によるもの
	外壁・内壁	下地材・仕上材及び造作	・下地材の著しい反り・ねじれ ・仕上材の亀裂・変形・剥離 ・タイルの目地	1年	・2mm以下の亀裂 ・過度の暖房によるもの
構造体以外の下地及び仕上	天井 室内天井	下地材・仕上材及び造作	・下地材の著しい反り・ねじれ ・仕上材の亀裂・変形・剥離 ・天井材の亀裂・変形・剥離	1年	・お客様が取付けた機器等に起因するもの ・仕上材の亀裂・変形・剥離
	屋根及び庇	屋根葺材及び水切等	・破損・めくれ・脱落	1年	・積雪に起因するもの
	樋	樋及び金物	・脱落・破損・たれ下がり	1年	・積雪・凍結・枯葉のつまりに起因するもの
	外部金物	破風受金物・金属面格子・手摺	・変形・破損・はずれ	1年	・積雪に起因するもの

項目(○印該当項目)		対象	現象例	期間	特定期間
構造体以外の下地及び仕上	外壁部建具 内部建具	道具・建具の付属品及び換気口	・著しい反り・建付不良・作動不良・すきま及び部品の故障	1年	・作動に影響しない反り、木材の軽微なひび割れ ・過度の暖房によるもの
	外壁・屋根				・雨・日照による玄関ドアの変色・退色 ・暴風雨・暴雨などによる建具からの一時的な雨水の浸水
	その他塗装				・塗膜の膨れ、著しい退色、剥がれ 別途保証書による
設備	浴室	漏水	・漏水及び漏水による室内仕上面の汚損	1年	・歩行部分の剥離
	ユニットバス	漏水	・漏水及び漏水による室内仕上面の汚損	2年	・家具・調度品の汚損
	給排水衛生	配管	・配管の接続不良・支持不良・破損及び電蝕 ・器具の取付不良・作動不良	1年	・異物のつまり、凍結によるもの・給排水のパッキング等の消耗品
造作	電気	配線	・配管・配線の接続不良、破損 ・器具の取付不良等	1年	・電球・電池などの消耗品
	漏水	仕上及び取付	・材質の著しい変質・変形・割れ・反り	1年	
	虫害	防虫防蟻	・白蟻による食害・損傷 防虫・防蟻処理を行った部分	メーカー保証書による	・土壟処理工事を行っていないもの ・壁・じゅうたんに発生するダニ類によるもの ・蟻等の白蟻
外構造園			・破損・作動不良	1年	

*本規準における「著しい」とは、本来持つべき機能を有しない場合、又は通常修理が必要と思われる程度を言います。

*設備機器等、メーカーの保証のあるものは、その保証内容、期間とします。

*保証に該当する材料、部品及び器具等が生産中止等で補修に使用できない場合には、同等の材料、部品及び器具等で代えさせていただくことがあります。